

正しい申告で、期限内に納税を

平成十年分の所得税・町民税・個人事業税の申告期限と所得税の納付期限は、3月15日です。自分で作成して提出しないう(土・日曜日は閉庁日です)。また、申告書の提出は郵送でも受け付けています。

確定申告をしなければならなかったり、誤った申告をしますと、不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の15%または10%の加算税が賦課され、さらに原則として年利14・6%の延滞税も納めなければなりません。正しい申告と納税を期限内にお済ませ下さい。

申告及び納付期限・振替納税日

	申告及び納付期限	振替納税を希望された方
所得税	3月15日(月)	4月16日(金)
消費税	3月31日(水)	4月26日(月)

なお、所得税の確定申告をした方は、住民税(町民税)の申告をする必要はありません。

所得税の申告日程

◎事業所得や譲渡所得のある方の確定申告

- ▼会場 新潟税務署(一階)
- ▼日時 3月15日(月)まで
午前9時～11時
午後1時～4時
- ◎右記以外の方の確定申告
(住宅取得控除等の還付申告、年金受給者、不動産所得者の申告など)
- ▼会場 八千代特設会場
(万代シティ第3駐車場内)
- ▼日時 3月15日(月)まで
午前9時～11時
午後1時～3時

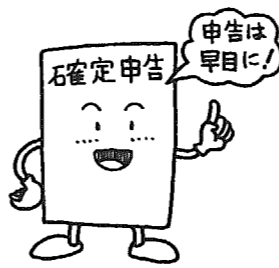
納税証明書を請求される方へ

3月は所得税・消費税の確定申告のため窓口が大変混雑し、納税証明書を当日に発行できない場合がありますので、できるだけ余裕をもって請求して下さい。また、申告及び納付後4月末日までの間に納税証明書を請

求される場合には、「確定申告書控」(収受印のあるもの)と「領収証書」を持参して下さい。なお、本人以外の方が代理で請求する場合には、委任状が必要になります。

青色申告で正しい記帳を

所得税は、納税者が自分で自分の所得を計算して申告し、納税することになっています。このために、特に青色申告の申請をして毎日の取引を正確に記帳し、その記帳に基づいて申告する人は、税金の面でいろいろ有利な取扱いが受けられます。これを青色申告といえます。青色申告のできる人は、事業所得、不動産所得、山林所得のある人です。手続きは簡単!3月15日(月)までに「青色申告承認申請書」



を税務署に提出するだけです。《主な特典》
青色申告特別控除、青色専従者給与の必要経費算入、純損失の繰越し など

記帳・記録保存制度

白色申告者で前々年分あるいは前年分の事業所得等(事業所得、不動産所得及び山林所得をいいます)の合計額が三百万円を越える人は、帳簿を備えつけて売上などの総収入金額と仕入などの必要経費に関する事項について記帳し、一定期間保存しなければなりません。また、事業所得等の金額が三百万円以下の人であっても、前年分の確定申告書を提出している人などは、帳簿や書類を保存する必要があります。

にせ税理士にご注意を!

納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成、税務相談は、税理士にしかできません。ところが、確定申告の時期には、税金の申告手続などを税理士に依頼されている人が多いことと便乗して、税理士でない人が申告書の作成などを行うことがあります。このような「にせ税理士」は、法律に違反するだ

農業所得者の確定申告と納税相談

▼期日及び対象地区
3月1日(月)横越上・中
2日(火)横越下・川根谷内

▼時間 午前9時～11時
午後1時～4時
▼会場 役場 多目的ホール

住民税の申告と納税相談

内容については、広報よこし2月号と一緒に配付しました「平成十一年度分町民税町民税申告の手引き」をご覧ください。
▼期日及び対象地区
3月8日(月)横越上・中
9日(火)横越下・川根谷内

10日(水) 沢海
11日(木) 木津・二本木
12日(金) 小杉・藤山・駒込

▼時間 午前9時～11時
午後1時～4時
▼会場 役場 多目的ホール

異動の際は忘れずに!

～国民健康保険～

卒業、入学、就職、転勤と異動の多い季節になりました。この春、卒業、入学、そして新しく社会人になる方は、期待に胸をふくらませ、新しい環境に向けて準備を進めていることでしょうか。

そこで忘れてならないのが保険証の確認です。左表のような異動が生じたときは、十四日以内に町民生活課で手続きをしてください。国民健康保険について不明な点などがありましたら、町民生活課国民健康保険係(☎三八五)

	こんなときには届出を	持参するもの
国保に入るとき	他市町村から転入してきたとき	転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	健保の離脱証明書
	生活保護をうけなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
国保をやめるとき	他市町村へ転出したとき	保険証
	他の健康保険に加入したとき	国保と健保の保険証
	生活保護をうけるとき	保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	保険証、死亡を説明するもの
その他のとき	退職者医療制度に該当したとき	保険証、年金証書
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証
	保険証をなくしたとき、よごれて使えなくなったとき	使えなくなった保険証、身分を証明するもの
	修学のため子どもが他市区町村に住むとき	保険証、在学証明書
	修学を終えたとき	保険証、④保険証
	出かせぎなどで別個の保険証がほしいとき	保険証

二二二一 内線二二二二へお問い合わせください。

交通事故にあったら届け出を

交通事故など第三者から傷害を受けて医療機関にかかった場合、原則として保険は適用されませんが、国民健康保険の保険証を使って診療を受けることができます。保険証を使って診療を受けるときは、町民生活課に届け出をしてください。

転入・転出等の手続はお早めに

- 注意
- ①加害者から治療費を受け取っていただければ、国民健康保険は使えません。
- ②「第三者行為による傷病届」を提出してください(用紙は役場にあります)。
- ③印鑑・交通事故証明書が必要ですよ。



▼転出届
横越町外に住所を移すときは届出を。
国民健康保険証(加入者のみ)の持参を。

▼転居届
横越町内で住所を変更した時は、十四日以内に届出を。
年金手帳、国民健康保険証(加入者のみ)の持参を。

▼世帯主変更届
死亡、転出、転居などで世帯主の変更が生じた時は、十四日以内に届出を。
詳しくは、町民生活課まで。

ご厚志に感謝

町の福祉に役立ててほしいと、阿達一郎さん(二本木中)より、香典返しとして十萬円の寄付がありました。大変ありがとうございました。

届け出は14日以内をお願いします。

◇届け出が必要な事項